

原告 準備書面 4 (控訴審)

平成 22 年 1 月 22 日

平成 22 年 1 月 20 日に原告が提出した、準備書面 3 (控訴審) に言葉足らずの部分があるので、補足説明を行う。

静岡地方裁判所民事第 1 部合議係 御中

第 1 平成 22 年 1 月 20 日に原告が提出した、準備書面 3 (控訴審) に言葉足らずの部分があるので、補足説明を行う。補足説明を行う部分は、第 1 4 (2 ページ目下から 7 行目)。

被控訴人主張を否認し、反論補足説明を行う部分の、被控訴人主張は下記の通りである。

控訴人第一準備書面 2 ページ目の第 1 3 に被控訴人は、『「U-side」のユーザーはあたかもクリックすることが目的であるかのごとく主張しているが、「U-side」の登録会員数は、原告の登録月である平成 20 年 11 月待つ時点において、94,059 人である。また、「HighStage」へ登録済みかつ、「U-side」を閲覧している会員数は、17,614 人である。したがって、「HighStage」登録者で「U-side」を閲覧している会員数は、17,614 人である。(乙第 8 号証)このことから、「U-side」の会員数のうち、控訴人の主張する購入に繋がる可能性が少ないユーザーは、全体の 18.7% であり、残りの 81.3% は、「U-side」のみの会員であり、有効な会員であることは容易に証明できるのである。』と主張をおこなっている。

この被控訴人の主張に対して準備書面 3 (控訴審) で、ある程度論破済みである。

しかし、言葉足らずな部分も有るので、追加説明を行う。

準備書面 3 (控訴審) や甲 37 でも説明を行ったが、U-side の会員はハイステージの無料会員登録によるポイントで会員を登録させる様にしていた。しかし、現在は U-side 会員登録数が多くなったので、ポイントを与えずにハイステージの無料会員登録に表示させている。

会員登録をしても、ポイントを得る事ができない為に、現在のハイステージ会員登録者は、普通 U-side の会員登録はしない。

しかし、U-side 広告をクリックする『みるP』(甲11、12)は U-side 広告をクリックするとポイントを得る事ができる。なので、ハイステージ会員は U-side 広告を積極的にクリックする。
もっと判り易くハイステージと U-side 会員登録状態で、行動を記載すると

- ・ ハイステージ会員・・・・・・・・・・会員登録している為に『みるP』でポイントを得れる。
- ・ U-Side 無料会員登録(甲37)・・ポイントを得れない為に、現在は普通会员登録しない。

被控訴人が、今もハイステージの無料会員登録ページに、U-side 会員登録をポイントも与えずに載せている理由は、盲目的会員登録をして行くハイステージ会員も少なからず居から載せている。
現在登録中のハイステージ会員は、ポイントが得れない U-side 会員登録は殆どしない。

また、会員登録する際に個人情報を記載するが、記載を嫌がる人も居るし、個人情報入力の手間で『無料会員登録』自体を敬遠する人も居る。

そして、ハイステージ会員の会員登録状況を考えると、長年登録し続ける人は少ない。
何故なら、ポイントを得ても換金しない詐欺サイトなので、退会して行くからである。会員の
新陳代謝が早いと言う事。

U-side 会員登録を行ったハイステージ会員は、一昔前の会員が殆ど。
なので、昔 U-side に登録したハイステージ会員は、現在は退会している人が多い。よって、
ハイステージ会員と U-side 会員数に開きがある。

以上